

令和2年5月1日

緊急事態宣言下における本公社の対応について
(令和2年5月1日時点)

一般財団法人川崎市まちづくり公社

政府による緊急事態宣言及び神奈川県「特定警戒都道府県」への指定に伴い、感染の拡大防止、感染リスクを考慮し、在宅勤務の実施及び施設利用や業務を制限しているところですが、現時点では、期間の延長または終了について、国及び県からの具体的方針が示されていない状況にあります。

そこで、本公社の新型コロナウイルス感染者拡大防止の対応期間を国の緊急事態宣言の延長又は県による要請の延長があった場合には、当該宣言又は要請に定める期限まで延長いたします。

緊急事態宣言発令中の一部施設の対応

○新川崎・創造のもり

- ・会議室の事前申込みは受付しません。
- ・会議室利用は中止します。
- ・一般駐車場の利用は中止します。

○ハウジングサロン

- ・各種相談業務は中止します。